

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体・機能要件					標準化機補検討		構成員からの回答						
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	団体	(1) 検討項目（論点案）への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見	
													回答※選択式※	詳細	回答※選択式※	詳細
1.1.2	盗難車区分についても管理（登録、修正、削除）ができること。							<p>1.1. 車両情報管理</p> <p>3. 車両情報（名義情報、車台情報（車種、排気量含む）、登録情報、所有者情報、使用者情報、定置場情報、盗難情報等）の管理（登録、修正）ができること。</p>	<p>（黒字：必須）</p> <p>要件に上がっているケースは少ないが、盗難の届け出があった車両を課税保留にするなどの対応は全国自治体で共通して行う業務のため、必須機能と想定している。</p>	<p>■確認事項</p> <p>①基本的には当該区分の車両を「課税保留」にする運用を想定しているが、他に業務要件として想定される運用はあるか。</p> <p>なお、盗難車の管理・課税の運用パターンについて、以下を想定しているが、該当するものはあるか。</p> <p>a) 盗難車区分を設定し、当該車両を課税保留として処理する（自動または手動での連動）</p> <p>b) 課税保留の事由「盗難車」として登録、処理を行う</p> <p>c) 上記以外</p>	B市	<p>■確認事項</p> <p>②なし。c) 盗難届の受理日に遡って廃車処理をしているため、課税保留処理はしていない。</p>	①必要な機能を網羅している	②該当なし		
									C市	<p>確認事項</p> <p>①b</p>	①必要な機能を網羅している	②該当なし				
									D市	<p>■確認事項</p> <p>①c) 上記以外</p> <p>盗難車に関しては、警察により盗難届が受理されている場合に限り、その盗難届の処理番号をもって、その受理日より所有権がなくなると判断し、課税客体を欠くため職権により廃車処理を行っている。また、盗難に遭った日付が古く、警察により受け付けられなかった場合には、申立書に詳細を記入してもらい、その申立書の提出日付で職権により廃車処理を行っている。その際、「廃車理由」と「ナンバープレート回収区分」に「盗難」と入力している。</p>	⑤その他（右記）	盗難のみを区分するのではなく、課税保留の理由を入力できるようにしてはどうか。（b)の運用） た課税保留には法定根拠が無く違法となると聞いている。盗難車に対して課税保留とするのを標準仕様とすることは問題があるのではないかと。	②該当なし			
									E市	①盗難車は廃車登録「課税保留」にしない	③一部不要な機能がある（右記）	盗難車の管理はしていない				
									F市		①必要な機能を網羅している					
									H市	<p>■確認事項</p> <p>①本市では盗難車については課税保留とせず、廃車として処理している。盗難にあつたという廃車申告によるものであるため。また、遺失廃車を行う場合は警察への盗難届の受理が受理番号から確認できた場合のみ、遺失での受付を行う。確認できない場合は申告当日で廃車受付をする。</p> <p>②上記以外、盗難車の管理区分については課税保留として取り扱っていないため該当するものはない。</p>	①必要な機能を網羅している	②該当なし				
									I市	<p>■確認事項</p> <p>②なし。c) 盗難届の受理日に遡って廃車処理をしているため、課税保留処理はしていない。</p>	①必要な機能を網羅している	②該当なし				
									J市	<p>■確認事項</p> <p>①他の業務要件として想定される運用はなし。運用パターンについてはbが該当する。</p>	①必要な機能を網羅している			（黒字：必須）について認識のとおり。		
									K市	<p>①c: 当市の場合は、盗難届と同時に廃車申告を促しており、廃車事由（譲渡、廃棄など）に盗難紛失という事由がありその場合データは自動削除されないようになっている。発見された場合は廃車を取り消すことで再登録ができるようになっている。</p>	②一部記載がない機能がある（右記）	廃車事由に「盗難・紛失」がなければ必要。（課税保留で対応なら不要）	①あり（右記）	盗難届情報は当市では警察と連携していない為、本人からの届け出が必要になる。その際、盗難の事由で廃車申告を行って頂くようにしている。（廃車の扱いになる）		
1.1.3	<p>標識情報の管理（登録、修正、削除）ができること。</p> <p>【管理対象項目】</p> <p>車両番号（標識番号）</p> <p>発行日</p> <p>回収区分</p> <p>弁償金</p>	<p>■車両登録・異動入力</p> <p>2. 標識弁償金の有無、標識交付証明書の返納の有無の入力ができること。</p>	<p>■入力・更新・削除</p> <p>19. 標識番号・車種・車台番号・車種・車台番号・排気量・車名・申告区分・リース区分が入力できること</p> <p>※必須ではないが、通称名、試験車改造車区分があると望ましい</p> <p>29. 廃車事由・廃車年月日・標識回収情報・標識弁償金情報が入力できること</p>	<p>・車両管理＞管理項目</p> <p>5. 車両情報（標識番号（数字部5桁）、車種、通知書番号、定置場、登録年月日、型式、年式、車名、車台番号、総排気量（cc、KWH）、原動機の型式、型式認定番号、課税状態（課税、非課税、課税免除、身障減免、構造減免、試乗標識、課税保留等の課税区分）、標識弁償金、課税変更日、廃車年月日、廃車事由、修正年月日、修正事由、旧所有者、新旧標識）</p> <p>・車両管理＞異動（標識変更）</p> <p>29. 標識変更の処理ができること。</p>	<p>（黒字：必須）</p> <p>各行政を連携する上で不可欠な台帳管理機能のため必須機能と想定している。</p>	B市	①必要な機能を網羅している	②該当なし								
									C市		①必要な機能を網羅している	②該当なし				
									D市	③一部不要な機能がある（右記）	弁償金の項目は不要ではないが、金額を入力するのか、支払いの有無を入力するのか不明だが、どちらも常時確認できる必要は無いと考える。	①あり（右記）	必須機能であると考え、回収区分は「回収」「紛失」「盗難」から選択できるようにしてほしい。			
									E市	①必要な機能を網羅している						
									F市	①必要な機能を網羅している						
									H市	②一部記載がない機能がある（右記）	登録事由（購入・譲受等）や廃車事由（廃棄・譲渡）といった情報も必要ではないか。申告書の様式には記載欄があり、原付等市で受付をする車両についても廃車申告受付書には廃車事由の記載があるため。	②該当なし				
									I市	②一部記載がない機能がある（右記）	標識変更により同一所有者、同一車両の標識のみが変更された際の、新旧の履歴がたどれるとよい。	②該当なし				
									J市	①必要な機能を網羅している			（黒字：必須）について認識のとおり。			
									K市	・標識の管理は必須。	③一部不要な機能がある（右記）	弁償金は当市では項目として存在しない。	①あり（右記）	・「発行日」は車台情報の登録年月日と同じであれば不要、当市では標識の情報は車台情報の一部として取り扱っていますが、別のファイルで管理し、車台情報と紐つけて管理するような仕様と決めます。そのあたりを明確にしたほうがよいと思います。		

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体_機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答																		
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見													
													回答※選択式※	詳細	回答※選択式※	詳細												
1.1.4.	試験標準及び仮ナンバーを管理(登録、修正、削除)できること。 【管理対象項目】 申請情報 発行日 返却期限 回収状況							(黒字：必須) 社、社で記載されている一方で自治体側の記載が少ないが試験標準及び仮ナンバーの発行業務自体は法定の業務と見受けられる。発行した標準について、エクセル等のシステムが管理を行っているケースもあると考えられるが、システム対応が適用上望ましいのであれば必須機能とする方向で検討を進める。 (緑字：要検討) 具体的な管理対象項目をどのように定義するかについては、業務上の必要性を踏まえて検討する。		B市	①必要な機能を網羅している	②該当なし																
															C市	①必要な機能を網羅している	②該当なし											
															D市	②一部記載がない機能がある(右記)	■臨時ナンバーについて■ ・臨時運行許可証の発行・申請情報に何が含まれるのか不明だが、申請者の住所・氏名・連絡先・運行の目的・運行の経路・メーカー・形状・車体番号・自賠責保険の情報(保険会社・番号・保険期間)は管理できるようにしてもらいたい。 ■試験用ナンバーについて■ ・原付臨時ナンバー貸与証明書の発行・申請者の氏名・住所・法人名・連絡先と、古物販売許可証の番号と交付年月日は管理できるようにしてもらいたい。	①あり(右記)	臨時運行許可証・原付臨時ナンバー貸与証明書の発行までできる仕様にしてもらえるならシステムの機能として必要であると考えただ管理するのみであれば、現状エクセルで管理と許可証の発行を同時に行っているため、事務処理が増えるだけなので不要。 また、システムに登録のない市外の個人や法人にも、発着地が当地であれば発行してもらいたい。(課税するわけではないので支店などでも受け付けるが、納税義務者にはなり得ないため、登録時に紛らわしくなるのではないかと。)									
															E市													
															F市													
															H市	①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	管理する情報として交付した標準の番号は必須であると思われる。申請情報として含まれる情報として使用者(貸与者)の情報も必要である。本市においては試験標準と仮ナンバーの担当部署が分かれており、試験標準は軽自動車担当部署であるが仮ナンバーは住民票担当の									
															I市	②一部記載がない機能がある(右記)	試験用ナンバーの標準番号	②該当なし										
															J市	①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	(黒字：必須)について認識のとおり。									
															K市	⑤その他(右記)	・必須機能が望ましいが、各自治体での事務の統一が難しい場合はオプション、または不要でも差し支えない。 試験標準は課税客体ではないが、課税システム上管理していない。(別途事務処理PCでエクセルによって管理している)	①あり(右記)	試験標準の調査は自治体によって方法に相違があると推測される(当市の場合は2年に1度)ので試験標準を記録する機能にとどまると思う。あれば便利であると考え。									
															1.1.5.	各種標準の交付状況及び回収状況について、任意の情報を抽出し、一覧確認ができること。						(緑字：要検討) 仮ナンバー含め標準の発行・回収状況を把握する目的での利用を想定しているが、実態を確認のうえ具体的に必要な機能の検討を進める。 a) 庁内での報告用 b) 貸与期間を超過した未回収試験標準の返納依頼等を行う	■確認事項 ①当該一覧作成から展開される業務パターンとして以下を想定しているが、これ以外のものがあるか。 a) 庁内での報告用 b) 貸与期間を超過した未回収試験標準の返納依頼等を行う	B市	①必要な機能を網羅している	②該当なし		
D市	■確認事項■ ①想定されているものに加えて、市外ナンバーの名義変更の際に、市外ナンバーの回収(廃車受付)状況も管理できるようにすると、課税物件異動通知の送付管理ができるようになるのではないか。	⑤その他(右記)	市外ナンバーの名義変更の際に、市外ナンバーの回収(廃車受付)状況の入力ができ、課税物件異動通知をシステム上で発行できるようにすれば尚良いのではないかと。	②該当なし																								
E市	①認識の通り	⑤その他(右記)	試験標準はシステム管理していない	②該当なし																								
F市	■確認事項 未返却分の標準について無効の公示を行う。	①必要な機能を網羅している																										
H市	■確認事項 ①他の目的の利用は想定されない。	①必要な機能を網羅している	②該当なし																									
I市	左記のとおりで相違ない。	①必要な機能を網羅している	②該当なし																									
J市	■確認事項 ①なし。	①必要な機能を網羅している	②該当なし																									
K市	廃車情報の中に「標準返納の有無」という情報があるのでその機能によって通常標準の返納は管理している。仮ナンバーについては市民課が所管になるため、現在交付状況は税部門は把握していない。あえて設定すると試験標準の管理であるが1.1.4で記載の通り、システム外で管理し、2年に一度調査を行っているため、特に一覧表が必要な場面が現在存在しない。 ・オプション、又は不要でも差し支えない。(標準は回収できない場合も多く、把握できても次の事務につながらない場合が多い。仮ナンバーや試験標準の管理は必要)	①必要な機能を網羅している	①あり(右記)	廃車情報の中に「標準返納の有無」という情報があるのでその機能によって通常標準の返納は管理している。仮ナンバーについては市民課が所管になるため、現在交付状況は税部門は把握していない。あえて設定すると試験標準の管理であるが1.1.4で記載の通り、システム外で管理し、2年に一度調査を行っているため、特に一覧表が必要な場面が現在存在しない。																								

		選定地方団体・備前要件					標準化候補検討		構成員からの回答													
機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答		(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見						
												国管※選択式※	詳細	国管※選択式※	詳細							
1.1.6. 名義人情報管理	各種名義人(所有者、使用者、所有権原簿の発主)情報の管理(登録、修正、削除)ができること。 【管理対象】 個人番号(マイナンバー) 法人番号 氏名(カナ・漢字) 住所(郵便番号・方書含む) 生年月日 連絡先情報 住基喪失情報(喪失日・喪失事由) 特記事項 ※個人番号(マイナンバー)については、業務システムで管理するほか団体内統合宛名等のサブシステムから都度連携する仕様も可とする。							(黒字:必須) 業務上不可欠な台帳管理機能のため必須機能と想定している。 (緑字:要検討) 住基喪失情報について、業務運用を確認のうえ定義方法を検討する。	■検討事項 ①個人番号(マイナンバー)に業務上不可欠な台帳管理機能について、業務上どのように活用できるか。 ②個人番号(マイナンバー)の管理方法として以下を想定しているが、他に考えられる管理方法はあるか。 a) 団体内統合宛名システムから都度呼び出す(業務システムで管理を行わない) b) 業務システム内で管理を行う ■確認事項 ①住基喪失情報について転出・死亡者の管理を行うものか。もしくは以下のようなケースを管理する場合は後続の事務処理を確認したい。 a) 海外転出 b) 日本国籍の喪失 c) それ以外	■検討事項 ①申告書にマイナンバー記載欄がないため特になし。 ②なし。 ■確認事項 ①認識のとおり。 a) 納税管理人の設定もしくは名義変更依頼 b) 名義変更依頼をする。	B市	①必要な機能を網羅している	各種名義人のシステム管理番号、町番号、除票区分	②該当なし								
																	C市	■検討事項 ①住所地の確認 ②無 ■確認事項 ①住所確認を行う	②一部記載がない機能がある(右記)			
																	D市	■検討事項 ①現状では特に活用方法は思いつかない。 ②想定のもの以外には特に思いつかない。 ■確認事項 ①転出者・死亡者に対しては、名義変更や廃車の手続きをお願いする文書を出した翌月と、2月ごろに送付している。これは、毎年納税通知書が宛所不明で200通以上戻ってきていたため、少しでも減らすためにも送付しており、結果2分の1まで減らすことができている。そのため、転出者・死亡者はそれぞれ一覧表を作成できることが望ましい。また、その際、住居無効をとするなどし、現住所が判明した場合は異動先の住所を登録する。 a) 海外転出—転出前の同一世帯の親族・或いは送付先へ所有状況確認の手紙を送付。廃車や名義変更の手続きを促す。 b) 現住所分の課税については公示送達をし、現地調査や電話等での聞き取りを行い職権により廃車の手続きをする。在留期間満了等により職権で住民票より削除されている場合も同様。 c) 車両の登録がある限りは、市外転出者についても課税し続けるため、住民票や戸籍の照会をするなどして、転出先の住所や、死亡者の場合は相続人情報を登録する必要がある。	⑤その他(右記)	・個人番号に関して、納税義務者以外の各種名義人については、活用することも無いと思うため、特に管理する必要はないと思う。 ・当市のシステムとして、現状住基情報を利用して所有者等登録しており、住基情報内ですでに個人番号が登録されているため、そういう意味では登録していなくてもいいと思うが、軽便で活用することはほとんど無いのではないか。 ・当市のシステムとして、各個人に住民コードを割り当てており、かつ、世帯ごとにも世帯コードを割り当てている。結果、同一世帯の親族の把握が容易であり、各種証明書の発行の際の代理人の確認や、本人に連絡が取れない場合に連絡することもできるため、「住民コード」と「世帯コード」での管理は必要であると考える。 ・毎年納税通知書発送前住所変更をしたから「納税通知書が届かない(あるいはいつ経たない)の前の市町村から届いた」旨の連絡が一定数あるため、異動日(届出日)がわかると回答しやすい。	①あり(右記)	名義人情報については、住基情報を反映し、市外住民や未登録住民を追加登録することができると思う。その際、共有名義人と個人を同一人物として管理できることや、法人の支店を同一法人として管理できるようにしてもらいたい。
																	E市	①転居先不明な納税義務者を個人番号で現住所を確認できる ②業務システム内で管理している	①必要な機能を網羅している			
																	F市	■確認事項 死亡者情報は不可なので管理は必須。 A), b), c) いずれも特段の追加調査は現在行っていない。	②一部記載がない機能がある(右記)	性別		
																	H市	■検討事項 ①活用法が現状思いつかない。 ②他の方法は無いと考えている。 ■確認事項 ①お見込みのとおり。 A) 納税通知書等の送付先がなくなってしまうため、元の住所に住んでいる家族等に送付をする必要があるため、対象者の管理として使用する。 B) 海外転出と同様、送付先がなくなってしまうことが想定される。納税の返戻調査の際、送付先不明として判断する(公示にする)等の判断材料として使用する。				
																	I市	■検討事項 ①各種名義人については特に無し。納税義務者については1.1.7参照。 ②特になし。 ■確認事項 納税義務者でなければ、住基喪失情報は基本管理していない。	③一部必要な機能がある(右記)	マイナンバーの管理機能		
																	J市	■検討事項 ①住所照会。 ②なし。 ■確認事項 ①認識の通り。	①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	(黒字:必須)について認識のとおり。
																	K市	■検討事項 ①現在のところ必要ない。(障害者手帳などの庁内連携で使用可能な可能性はあり)マイナンバーは情報として必要ではあるものの、無条件で画面に表示されると、画面コピーが取れないなど問題が多くなる。また委託先の職員が異なると、特定個人情報保護の研修を監査しなければならなくなるため、操作権限などで取扱者を限定する必要がある。軽自動車税で独自で検討するのではなく、システム全体で検討する必要がある。 ■確認事項 a) については転出した年度から課税保留として処理をしている。b) については納税義務者であることに変化はないため特に事務処理は行わない。c) そのほか本人や親戚関係については死亡年度と納税の在った年度を比較し最新の年度の要年度から課税保留としている。	①必要な機能を網羅している	マイナンバーは検討事項①のとおり導入に対し問題点があるため不要と考える。		
																	1.1.7. 納税義務者情報管理	納税義務者情報の管理(登録、修正、削除)ができること。 【管理対象】 納税義務者番号 個人番号(マイナンバー) 法人番号 氏名(カナ・漢字) 住所(郵便番号・方書含む) 生年月日 連絡先情報 特記事項 ※個人番号(マイナンバー)については、業務システムで管理するほか団体内統合宛名等のサブシステムから都度連携する仕様も可とする。				
C市	■検討事項 ①住所地の確認 ②B市回答	②一部記載がない機能がある(右記)	・各種名義人のシステム管理番号、町番号、除票区分	①あり(右記)	所有者、使用者が異なる場合、納税義務者を必ずどちらかを納税義務者として登録できるか。																	
D市	■検討事項 ①課税申請時には納税義務者の個人番号の記載を必須としているため、それ以外の活用方法は現状では思いつかない。	②一部記載がない機能がある(右記)	・当市のシステムとして、各個人に住民コードを割り当てており、かつ、世帯ごとにも世帯コードを割り当てている。結果、同一世帯の親族の把握が容易であり、各種証明書の発行の際の代理人の確認や、本人に連絡が取れない場合に連絡することもできるため、「住民コード(=納税義務者番号)」と「世帯コード」での管理は必要であると考える。 ・送付先設定をしている場合の送付先情報や、口座振替を行っている場合の口座情報も管理できる必要がある。	①あり(右記)	納税義務者情報についても、1.1.6と同様に住基情報を反映し、市外住民や未登録住民を追加登録することができると思う。その際、共有名義人と個人を同一人物として管理できることや、法人の支店を同一法人として管理できるようにしてもらいたい。																	
E市	①転居先不明な納税義務者を個人番号で現住所を確認できる	①必要な機能を網羅している																				
F市																						
H市	■検討事項 ①活用法が現状思いつかない。	①必要な機能を網羅している																				
I市	課税処理の際に、他自治体で障がい者手帳や生活保護を受けている場合にマイナンバーを根拠に他自治体へ要件確認をすることが想定されるが、現状、障がい者や納税義務者が異なる場合はマイナンバーを活用して要件確認ができないため、活用実績は無い。 今後活用するために、障がい者自身のマイナンバーを収集できるように法改正及び障がい者自身のマイナンバーと基本情報を管理できるようにすることが望ましい。(3.2.2の項目)	②一部記載がない機能がある(右記)	①支援対象者情報が単台帳管理画面及び宛名情報(名義人情報)の両方に表示されるとよい。 ②転出、死亡者については、名義変更や住所変更手続きについて案内通知を送るため、バッチ処理により対象者をリスト化できる必要がある。 ③海外転出、国籍の喪失など、納税通知書を送付不可能な案件については公示送達を行う必要があるため、単台帳管理画面にそれらの情報が表示されるとよい。	①あり(右記)	「特記事項」の中に左記支援対象者情報が含まれるのか。																	
J市	■検討事項 ①住所照会。	①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	(黒字:必須)について認識のとおり。																	
K市	■検討事項 現在のところ活用していない。 ■確認事項 データベースの主要な骨組み(どのようなファイルがあって、何をキーにファイルを選択するのか)を設計した上でいいと判断できない項目と思われる。	⑤その他(右記)	左欄のとおり																			

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体_機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答						
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見	
													回答※選択式※	詳細	回答※選択式※	詳細
1.1.8. 定置場情報管理	定置場について、納税義務者または各種名義人の住所を設定できること。また、直接入力により登録もできること。							(黒字：必須) 課税客体の把握を行う上で不可欠な各種管理機能のため必須機能と想定している。		B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①必要な機能を網羅している ⑤その他(右記) ほとんどの場合、定置場が「使用者住所」なので、初期入力値を「使用者住所」にしても構わない。また、納税義務者住所・所有者住所・使用者住所・直接入力でも選択できると良い。	①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している 必須機能と考える。	②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ①あり(右記) ①あり(右記)	(黒字：必須)について認識のとおり。 基本的に市内に定置場であることが前提で登録するため、詳しい定置場情報は項目として存在しない。ただし、取消納税情報を区ごとに管理しているため、「使用の本拠区」というコードが存在する。		
1.1.9. 課税区分管理	課税区分の管理(登録、修正、解除)ができ、課税計算、課税処理等に反映できること。 【課税区分】 通常課税 臨時課税 課税保留 課税取消 非課税 官公署課税 課税免除 不均一課税 減免						(黒字：必須) 課税処理を行う上で不可欠な台帳管理機能のため必須機能と想定している。 (緑字：要検討) 官公署課税について地方税法上の非課税団体に相当するもので非課税と同等であると考えているが、課税区分を分けて管理する必要があるか検討を行う。	■検討事項 ①「官公署課税」に相当する非課税団体について、課税区分を非課税と分けて管理する必要があるか。 ■確認事項 ①自治体の条例で定められる非課税団体について、課税区分を非課税と分けて管理するケースはあるか。 ②I市の条件に記載されている「臨時課税」について、具体的にどのようなものを想定しているか。	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	■検討事項 ①なし ■確認事項 ①なし 検討事項 ①必要である。非課税台数の管理や、非課税団体一覧の確認が必要のため。 確認事項 ①有 ②I市回答 ■検討事項■ ①「官公署課税」として「非課税」と区別する必要はないと思うが、市町村税課税状況等の調査第33表軽自動車税に関する課税で「官公署車両台数」「官公署車両のうち、非課税車両台数」「合衆国軍隊の構成員等の車両台数」「課税免除及び減免台数」「課税免除及び減免台数のうち、身体障害者等の減免台数」を回答する必要があるため、何らかの方法で抽出できるようにしているが、可能であればそのようになると良いと思う。 ■確認事項■ ①課税区分を非課税と分けて管理するケースはない。	①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している ⑤その他(右記) 「課税免除」は2019年10月の条例改正により条文が無くなったため、課税区分にも必要ないのではないかと。 ・「不均一課税」を無くし、「通常課税」を「課税」として、その中で「税額区分」を「現行税額」「改正税額」「重課税額」「軽課税額」としてはどうか。 ・「課税保留」は法的根拠が無いため違法となると聞いた。標準仕様に入れるべきではないのではないかと。 ①必要と考えている ①管理している ②課税漏れ等 ■確認事項 当市では税法で定める団体以外の非課税団体はない。 ■検討事項 ①現状の運用では、官公署課税と非課税を区分必要性はないため不要と考えている。 ■確認事項 ①管理するケースはない。 検討事項 他に非課税とすることはないため、分けなくても問題は無い。 確認事項 ①特になし ②当初課税後、年度途中で登録する車両で、登録年月日が4月1日以前の車両の場合を想定している。	②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ①あり(右記) ①あり(右記)	「課税取消」を区分に入れるならば、「遺及課税」という項目もあれば、後々見直した時にわかりやすいと思うがどうだろうか。 ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ①あり(右記) ①あり(右記) 官公署が所有する車両については一律で非課税としている。特に分ける必要はあるかは他自治体の意見による。			

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体・機能要件					標準化機補検討		構成員からの回答						
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	団体	(1) 検討項目（論点案）への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見	
													網羅率 選択式※	詳細	網羅率 選択式※	詳細
1.1.10.	指定の団体を非課税対象として管理できること。								<p>(黒字：要検討) 非課税対象となる団体について、各市条例でどのような団体が対象となるか確認する。</p> <p>■確認事項 ①地方税法（国、都道府県、市町村、独立行政法人等）以外に条例でどのような団体を非課税としているか。</p>	<p>■確認事項 ①地方税法で規定されている非課税団体（国、都道府県、市町村、独立行政法人等）以外に条例でどのような団体を非課税としているか。</p>	<p>B市 ■確認事項 ①該当なし</p> <p>C市 確認事項 ①日本赤十字社</p> <p>D市 ■確認事項 ①地方税法で規定されている非課税団体以外に条例で規定している団体は無い。</p> <p>E市 ①認識の通りでほかに該当はなし</p> <p>F市 ■確認事項 当市では税法で定める団体以外の非課税団体はない。</p> <p>H市 ■確認事項 ①地方税法で定められた団体以外に、個別に条例で非課税を定めている団体はない。</p> <p>I市 無い</p> <p>J市 ■確認事項 ①左記以外で非課税としている団体なし。</p> <p>K市 官公署の所有する車両については自動的に非課税処理となるよう管理できると望ましい。官公署以外は、用途や申請内容により課税の有無が変わってくるため、一律に非課税とは判断できない。 ■確認事項①について ・私立学校法3条に規定する学校法人 ・私立学校法第64第4項に規定する法人 ・社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業又は更生保護事業法第2条第1項の更生保護事業の設置者等 ・健康保険組合等（巡回診療用） ・公益その他の事由により市長において必要と求める場合</p>	<p>①必要な機能を網羅している</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>②一部記載がない機能がある（右記）</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>④たたき台の機能は不要（右記）</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>①必要な機能を網羅している</p>	<p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>①あり（右記）</p>	<p>同一団体であっても、用途に応じて非課税対象とならない場合もあるため、一括して管理できる団体の設定ができると良い。</p>	<p>非課税は規定していないが、市長特別減免など減免方法での条例での定めはある。</p>	
1.1.11.	課税保留の解除時、自動的に課税が発生すること。解除日は任意に修正できること。							<p>(黒字：必須) 課税上の空白期間を生まないための機能として必要性が高いと考えられるため、必須機能と想定している。</p>		<p>B市</p> <p>C市</p> <p>D市</p> <p>E市</p> <p>F市</p> <p>H市</p> <p>I市</p> <p>J市</p> <p>K市</p>	<p>①必要な機能を網羅している</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>④たたき台の機能は不要（右記）</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>⑤その他（右記）</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>①必要な機能と考える。ただし、賦課更正できる期間（3年）よりも、課税保留の期間のほうが長くなることで、空白期間が生じる場合もある点について留意が必要。</p>	<p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>①あり（右記）</p> <p>②該当なし</p>	<p>「課税保留」は法的根拠が無いため違法となると聞いた。標準仕様に入れるべきではないのではないか。</p> <p>課税区分を変更する際の変更年月日によっては、課税が発生せずに課税保留を解除できること。課税保留となっている車両を廃車する場合、課税が発生させることなく廃車する場合があるため、変更年月日が自動で判定されてしまい、意図しないで課税が発生してしまうことを防ぎたい。左記要件の「解除日が任意に修正できること」で、上記が可能であれば問題ない。</p>	<p>(黒字：必須) 認識の通り。</p>		
1.1.12.	軽自動車税種別割管理 初回検査年月から法定年月が経過した車両について、経年車重課税区分として管理できること。また、重課除外区分についても管理できること。							<p>(黒字：必須) 課税額の計算をする上で把握が必要な情報のため必須機能と想定している。</p>		<p>B市</p> <p>C市</p> <p>D市</p> <p>E市</p> <p>F市</p> <p>H市</p> <p>I市</p> <p>J市</p> <p>K市</p>	<p>①必要な機能を網羅している</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>⑤その他（右記）</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>①必要な機能と考える。</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>②一部記載がない機能がある（右記）</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>①必要な機能と考える。</p>	<p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>①あり（右記）</p> <p>①あり（右記）</p> <p>①あり（右記）</p> <p>①あり（右記）</p> <p>①あり（右記）</p> <p>①あり（右記）</p> <p>①あり（右記）</p> <p>①あり（右記）</p>	<p>初年度検査年月についてだが、中古車の場合、検査月がわからない場合が多くある。その場合にも対応してもらいたい。</p> <p>「重課除外区分」がよくわからないので、具体的にどのようなものが該当するか教えてほしい。</p> <p>「重課除外区分」とは電気自動車やハイブリット車などの重課とならない車両を管理するための区分という理解で間違いはないか。</p> <p>「重課除外区分」が「標準税率」や「旧標準税率」のことを示しているのであれば、その表記は明確に分けてほしい。「重課除外区分」と一括りにされてしまうと、税率ごとの台数を出す際事務が煩雑になる可能性があるため。</p> <p>(黒字：必須) 認識の通り。</p> <p>当市の場合は重課判定コード（J-LISより）によって自動的に課税額を重課車両かどうか判定している。</p>	<p>(黒字：必須) 認識の通り。</p>		
1.1.13.	地方税法に則った軽課（グリーン化特例）対象車両区分の管理ができること。							<p>(黒字：必須) 課税額の計算をする上で把握が必要な情報のため必須機能と想定している。</p>		<p>B市</p> <p>C市</p> <p>D市</p> <p>E市</p> <p>F市</p> <p>H市</p> <p>I市</p> <p>J市</p> <p>K市</p>	<p>①必要な機能を網羅している</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>⑤その他（右記）</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>①必要な機能と考える。</p>	<p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>①あり（右記）</p> <p>①あり（右記）</p>	<p>車両区分に連動して税額表示ができるよう、軽課税額の設定ができるようにしてもらいたい。</p>	<p>(黒字：必須) 認識の通り。</p> <p>1.1.12と同じ軽課判定コードより自動的に課税額を決定している。</p>		

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体_機能要件					標準化機補検討		構成員からの回答							
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答	(2) たたき会で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見		
													回答※選択式※	詳細	回答※選択式※	詳細	
1.1.18.	送付先管理	軽自動車税の送付先を管理(登録、修正、削除)できること。							(黒字:必須)各種通知書または証明書を送付する際に必要な情報であるため必須機能と想定している。			B市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
												C市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
												D市		⑤その他(右記)	車身番号などで、期限付きで転出している場合もあるため、送付先設定期限を付けられると良い。	②該当なし	
												E市					
												F市					
												H市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
												I市		②一部記載がない機能がある(右記)	その他税目担当が設定した送付先を参照できること、税目ごとに送付先の管理ができること。	②該当なし	
												J市		①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	(黒字:必須)について認識の通り。
												K市		①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	送付先の設定を、納税通知書ごとに管理する必要があるか、それとも、個人ごとに最新の送付先のみを管理すれば良いのかを検討する必要がある。
1.2. 異動情報登録処理																	
1.2.1.	申告情報管理	申告区分の管理(登録、修正、削除)ができること。							(緑字:要検討)申告情報の管理運用を確認のうえ、必要機能の定義を行う。	■確認事項 ①E市記載の「申告区分」について、パンチデータ取込用の管理項目と認識しているが相違ないか。		B市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
												C市	確認事項 ①E市回答	①必要な機能を網羅している		②該当なし	
												D市		⑤その他(右記)	「申告区分」について何を指しているかがよくわからない。申告書左上の「申告区分」(新規登録(新車)や、移転など)のことならば必要だと思う。	①あり(右記)	「申告区分」について何を指しているかがよくわからない。
												E市	①この申告区分は本人・家族・業者などの申請に来た方を入力	①必要な機能を網羅している		②該当なし	
												F市		①必要な機能を網羅している			
												H市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
												I市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
												J市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
												K市	必須項目と考えます。確認事項記載の内容わかりませんでした。	①必要な機能を網羅している		②該当なし	
1.2.2.	新規車両登録	各種異動情報(原付等の登録、廃車申請及び陸運支局、軽自動車検査協会から送付される申告書等)に基づき、新規登録ができること。							(黒字:必須)申告に基づく異動処理を行う上で基本的な機能であるため必須と想定している。			B市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
												C市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
												D市		①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	登録内容に関しては、車両重量など不要な項目もあるため、必要な項目のみに絞るべきだと考える。
												E市					
												F市		①必要な機能を網羅している			
												H市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
												I市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
												J市		①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	(黒字:必須)認識の通り。
												K市	必須機能と考える。	①必要な機能を網羅している		②該当なし	
1.2.3.		異動日を過去の日付に遡り新規登録ができること。							(黒字:必須)申告日と登録日が異なることは想定されるため、必須機能と想定している。			B市		①必要な機能を網羅している			
												C市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
												D市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
												E市					
												F市		①必要な機能を網羅している			
												H市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
												I市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
												J市		①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	(黒字:必須)認識の通り。
												K市	必須機能と考える。	①必要な機能を網羅している		②該当なし	

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体_機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答						
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・仕様	検討項目（論点案）	団体	(1) 検討項目（論点案）への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・仕様」への意見	
													回答※選択式※	詳細	回答※選択式※	詳細
1.2.4.	複数の車両を一括で新規登録できること。								(黒字：要検討) 当該機能の運用場面について確認を行う。	■確認事項 ①一括登録を行う状況について、他機関から提供された情報（申告ハンデータ・検査情報）をもとに台帳を新規登録する際利用すると想定しているが、他に利用の想定されるケースはあるか。	B市 確認事項 ①無	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
										D市 ■確認事項■ ①現状では他に利用の想定されるケースは考えられない。	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
										E市 ①認識の通り「それ以外使わないと思われる」	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
										F市	①必要な機能を網羅している					
										H市 ■確認事項 ①想定されない。	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
										I市 特に無し。	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
										J市 ■確認事項 ①自治体窓口で原付等の登録を行う際、個人や団体で複数台の登録を同時に行う場合が考えられる。	①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	当市では、使用頻度が少ない状況。		
										K市 なし	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
1.2.5.	車両変更登録	各種異動情報（原付等の登録、廃車申請及び除運文局、軽自動車検査協会から送付される申告書等）に基づき変更登録ができること。							(黒字：必須) 申告に基づく異動処理を行う上で基本的な機能であるため必須と想定している。		B市	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
										C市	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
										D市	②一部記載がない機能がある(右記)	誤操作で誤った情報を登録してしまった際に、履歴を残さず修正できる機能、或いは変更履歴を削除できる機能があると良い。	②該当なし			
										E市						
										F市	①必要な機能を網羅している					
										H市	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
										I市	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
										J市	①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	(黒字：必須) 認識の通り。		
										K市 必須機能と考える。	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
1.2.6.	異動日を過去の日付に遡り変更登録ができること。								(黒字：必須) 申告日と処理日が異なることは想定されるため、必須機能と想定している。		B市	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
										C市	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
										D市	⑤その他(右記)	納税義務者等から登録内容が違うとの指摘があった場合などに、申告のあった日と処理日を別で入力できると、いつの時点で遡ったかわかって良いと思われる。	②該当なし			
										E市						
										F市	①必要な機能を網羅している					
										H市	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
										I市	②一部記載がない機能がある(右記)	遡って登録した日付によっては、随時の課税が発生すること。また、それに伴い納税通知書及び課税決定通知書が出力されること。	②該当なし			
										J市	①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	(黒字：必須) 認識の通り。		
										K市 必須機能と考える。	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
1.2.7.	名義人の変更登録時に同一ナンバープレートを引き継ぐか否か選択できること。								(黒字：必須) 名義人変更の際にナンバープレートを引き継ぐケースと変更を行うケースがあるため、どちらにも対応できる形で定義し、必須機能と指定している。		B市	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
										C市	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
										D市	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
										E市						
										F市	①必要な機能を網羅している					
										H市	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
										I市	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
										J市	①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	(黒字：必須) 認識の通り。		
										K市 当市でも引き継ぐ場合があり、必須機能と考える。	①必要な機能を網羅している		②該当なし			

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体_機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答							
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・仕様	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・仕様」への意見		
													網羅率 選択式※	詳細	網羅率 選択式※	詳細	
1.2.12.	複数の車両を一括で廃車できること。								(黒字:要検討) 複数車両を所有する個人・法人の数など自治体により要件の重要性に差異があると思われるが、必要性を確認のため必須機能とするかオプション機能とするか判断を行う。	■検討事項 ①当該機能を必須とすべきかどうか。	B市 検討事項 ①必須とすべき。(職種で一括廃車するケースがあるため)	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
											C市	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
											D市	■検討事項 ①ディーラーの大量申請の入力に追われる日々なので、この機能はぜひ標準仕様としてほしい。	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											E市	①必須と考えているなぜなら当市の場合滞納整理機構より毎月データが届きそれを一括処理しているため	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											F市	■検討事項 現状該当する処理は皆無なので特段必要性を感じられない。					
											H市	■検討事項 ①本市では業務上利用することがあるため、必須としたい。	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											I市	必須である。	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											J市	■検討事項 ①当市の場合、市長会事務局から転出車両データが毎月届き、一括廃車処理(月100件程度)を行っているため、必須機能と考える。	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											K市	「複数の車両を一括で」というのが、例えば1/1~1/31までの所有車両の廃車情報を、システムに一括反映させるという定義であれば必須機能であると考える。	①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	現在の認識では必要であると考える。	
1.2.13.	間日付の新規登録・廃車登録が可能であること。								(黒字:必須) ケースは少ないが業務上想定はされるため、必須機能と想定している。		B市	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
											C市	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
											D市	①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	ディーラーによる名義変更後の同日廃車はかなりよくある。		
											E市						
											F市	①必要な機能を網羅している					
											H市	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
											I市	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
											J市	①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	(黒字:必須)について認識の通り。		
											K市	実際に対応が必要な事例が発生するため、必須機能と考える。	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
1.2.14.	申告書パンチデータ一括取込できること。 取込結果を確認、修正し、台帳情報の更新、調整ができること。								(青字:オプション) 申告書パンチ委託の実施有無により自治体間で要否が分かると推定されるため、オプション機能と想定している。		B市	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
											C市	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
											D市	⑤その他(右記)	令和5年に軽自動車の電子申告が全国一斉に始まるよう、軽自動車税関係手続きのシステム化が進んでいる。その中では、電子申告されたデータをシステムを経由して自治体に送る仕組みとなるようである。現状は、市町村ごとにデータの入力方法は違うと思うが、今後おそらく電子データの取り込みは必須要件となってくると思われるため、標準仕様とすべきではないかと考える。	①あり(右記)	軽自動車税関係手続きのシステム化と、税務システムの標準化は共同で進めなければ、同様の仕様を両方で作ることになるということもあり得るのではないかと。そうなった場合、自治体には費用面でも事務処理でも無駄ができるのではないかと懸念している。		
											E市						
											F市			①あり(右記)	令和5年1月開始予定のOSS対応は全国同一内容の改修であるのでオプションとせず必須としていただきたい。		
											H市	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
											I市	⑤その他(右記)	パンチデータにJ-LISから取り込むデータは含まれるのか。もし含まない場合は追加が必要か。(1.3にJ-LIS連携の項目があるため不要か?)	①あり(右記)	そもそもパンチデータとどういったものを想定しているのか。		
											J市	①必要な機能を網羅している	当市の場合、市長会事務局から申告書の電子データ(新規・廃車・変更)を毎月送付してもらい、電子データはシステムへ一括で取り込んでいるが、処理件数が多い(毎月約1,000件前後)ため、この機能は必須と考える。	①あり(右記)	電子データの取込項目は各自体で様々であるため、そのままの状態では取り込みができないと思われる。		
											K市	当市ではパンチ委託は行っておらず、オプション機能と考える	⑤その他(右記)	必要となる自治体の意見による	①あり(右記)	J-LISデータの取り込みができれば問題ないとする。	
1.2.15.	申告書パンチデータ取込結果について以下のリストを出力できること。 【出力対象リスト】 取込済みリスト 取込エラーリスト 異動リスト								(青字:オプション) 申告書パンチ委託の実施有無により自治体間で要否が分かると推定されるため、オプション機能と想定している。		B市	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
											C市	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
											D市	⑤その他(右記)	令和5年に軽自動車の電子申告が全国一斉に始まるよう、軽自動車税関係手続きのシステム化が進んでいる。その中では、電子申告されたデータをシステムを経由して自治体に送る仕組みとなるようである。現状は、市町村ごとにデータの入力方法は違うと思うが、今後おそらく電子データの取り込みは必須要件となってくると思われるため、1.2.14と同様に標準仕様とすべきではないかと考える。	②該当なし	軽自動車税関係手続きのシステム化と、税務システムの標準化は共同で進めなければ、同様の仕様を両方で作ることになるということもあり得るのではないかと。そうなった場合、自治体には費用面でも事務処理でも無駄ができるのではないかと懸念している。		
											E市						
											F市	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
											H市	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
											I市	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
											J市	①必要な機能を網羅している	取込結果に対するエラー修正が必ず必要になるため、この機能は必須と考える。	②該当なし			
											K市	当市ではパンチ委託は行っておらず、オプション機能と考える	⑤その他(右記)	必要となる自治体の意見による	①あり(右記)	J-LISデータの取り込みができれば問題ないとする。	

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体・機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答									
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	団体	(1) 検討項目（論点案）への見解・回答	(2) たたき会で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき会」「考え方・根拠」への意見				
													網羅※選択※	詳細	網羅※選択※	詳細			
1.2.16. 申告書イメージ管理	申告書イメージ管理 申告書のイメージデータを管理できること。								(録字：要検討) 申告書のデータ管理は、紙管理をなくし保管場所等の問題を解消するうえで有用と考えられるため、あるべき運用の方針として必須機能とするが、オプション機能とするか検討を行う。	■検討事項 ①申告書のデータ管理を必須機能とするかどうか。 ②データ管理を進めるにあたり懸念事項はどのようなものが考えられるか。	B市	検討事項 ①現在データ管理はしていないが、あると良い ②申告書の文字が不鮮明で読み取れない場合がある	①必要な機能を網羅している		②該当なし				
											C市		①必要な機能を網羅している		②該当なし				
												D市	■検討事項■ ①保管場所に限りがあため、必須機能とすべき。 ②申告書のイメージデータ化する処理はおそらくスキャナーなどでの読み込みになると思われるが、その処理や、データ化した申告書の確認（文字の読み取りがきちんとできるか）に時間がかかる。（現状本市ではその作業を行っているが、かなり時間を取られている。）	①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	申告書の保管年数について、町で検討したい。本市ではデータ化しての永年保存を行っていたが、データ化にかなり時間を要することや、記録媒体の耐用年数が10年程度であること、その都度新しい記録媒体を購入し、データを移行・移行されたデータの確認を行わなければならないことから、今後受け付ける申告書については、データ化せず紙媒体で10年保存することとした。他の自治体ではどのようにしているのか教えていただきたい。		
											E市	①必須と考えているが、軽自動車は申告書のデータ管理しているが原付については紙管理	②一部記載がない機能がある(右記)	原付は紙管理		②該当なし			
												F市							
												H市	■検討事項 ①本市では別のサブシステムを利用し、データ管理を行っている。申告書の保管場所問題や、問い合わせの際に申告書のデータを素早く読み出すことが業務上必要であるため必須機能としたい。 ②申告書のデータと課税台帳の対象車両が関連がないように管理をする必要がある。	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
												I市	①必須である。 ②イメージデータなどのように運用することを想定しているかが明確にならないと、懸念事項について想定できない。国税連携のように、軽自動車検査協会等からJIS等で申告書のイメージデータが自治体に送付されるような運用を想定しているのか。				②該当なし		
												J市	■検討事項 ①認識の通り、申告書の保管場所の確保の問題の解消に有効である。また、問い合わせの際に紙の申告書を探す手間も省け業務効率も上がる為、この機能は必須と考えられる。 ②不明。	⑤その他(右記)	具体的にどの様な方法で申告書をデータ化するのかわ不明。		①あり(右記)	本市の現システムではこの機能が存在しないが、申告書をスキャナで取り込み、システムへ登録できるよう検討中(車両照会画面からイメージデータの確認を行う)。	
												K市	■検討事項 ①必須機能とすべきであるとする。紙管理をなくすペーパーレスの観点からも、業務の中で申告書を探す時間も削減できる業務改善の観点からも有効である。搭載されない場合は、別途、本市独自の導入を検討することになる。 ②特に懸念事項はないと考える。スキャンの機器や操作方法など、各税目で共通の方法で管理できることが望ましい。	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
			1.2.17. 登録時エラーチェック	○重複チェック 新規登録及び変更登録の際に、以下の項目に対し合帳情報と重複チェック機能ができること。 【対象項目】 車両番号(標識番号)、 車台番号							(録字：必須) 課税漏れを防ぐために有用なチェックであると考えられるため必須機能と想定している。	■確認事項 ①「車両番号(標識番号)」「車台番号」以外に実装が望ましいチェック項目はあるか。	B市	確認事項 ①有	①必要な機能を網羅している	資料番号(受付番号)	②該当なし		
											C市	■確認事項■ ①特に思いつかない。	②一部記載がない機能がある(右記)		②該当なし				
												D市	①認識の通り特にほかにはチェック項目はなしと考える	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
												E市	■確認事項 なし			②該当なし			
												F市							
												H市	■確認事項 ①車両番号と車台番号の2つで問題はないと思われる。	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
												I市	特に無し。	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
												J市	■確認事項 ①なし。	①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	(録字：必須)について認識の通り。		
												K市	特になし。	①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	1.1.15でも挙げている通り、同一ナンバープレートでの再転入も想定されるため強い入力制限(入力ができない)よりはエラーメッセージを表示するレベルのシステム制御が有効であると考え。		
1.2.18.	○登録日付の整合性チェック 異動時の取扱いと廃車日について、整合性のエラーチェックができること。										(録字：要検討) データの整合性を保つために有用なチェックであると考えられるが、要件に記載している自治体は少ないため要否について検討を行う。		B市		①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											C市		①必要な機能を網羅している		②該当なし				
												D市		⑤その他(右記)	取得日以前の日付での廃車や、前回の異動処理日以前の日付での登録内容の変更時には、エラーメッセージが出ることが望ましい。	②該当なし			
												E市							
												F市		①必要な機能を網羅している		②該当なし			
												H市		①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	機能要件に記載はないが基本的なエラーチェックの内容と思われるため必須として問題ないと思われる。		
												I市		①必要な機能を網羅している		②該当なし			
												J市		①必要な機能を網羅している		②該当なし			
									K市	必須機能と考える。	①必要な機能を網羅している		②該当なし						

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体・機能要件					標準化機補検計		構成員からの回答								
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	団体	(1) 検討項目（論点案）への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見			
													網羅※ 選択式※	詳細	網羅※ 選択式※	詳細		
1.2.19.	<p>○未入力チェック 新規登録、変更登録時に必須項目の未入力エラーチェックができること。</p> <p>【対象項目】 運台情報 (1.1.1.) の全対象項目 所有者 所有権留保の売主 課税区分</p>							<p>(黒字：必須) 適切な登録が行われるために有用なチェックであると考えられるため必須機能と想定している。</p> <p>(緑字：要検討) 未入力チェック対象の必須項目については、自治体間で共通認識を持つ必要がある。</p>	<p>■検討事項 ①入力必須項目について現在要件に記載されているものに追加する必要があるか。または、現在の記載で不要なものはあるか。 ②「型式認定番号」のように原付独自で必要なチェック項目はあるか。</p>	B市		①必要な機能を網羅している		②該当なし				
									C市	<p>検討事項 ①有 ②無</p>		②一部記載がない機能がある(右記) ・登録年月日 ・積込の有無 ・弁償金の有無						
									D市	<p>■検討事項 ①以下は必須項目ではないと考える。 ・型式番号 ・年式（原付等車検の無い車両のみ必須でない） ・車名 ・型式認定番号 ・形状 ・初度検査月（月のみ必須でない） ・車検年月日 ・特記事項 ・所有権留保の売り主（所有者であるためわかる） ②特に思いつかない。</p>		⑤その他(右記)						
									E市	①追加は必要ないと思う ②特に必要ない		①必要な機能を網羅している						
									F市			①必要な機能を網羅している						
									H市	<p>■検討事項 ①入力必須項目として不要なものは以下のとおりと考えている。 軽自動車管理番号 燃料の種類 メーカー 型式 型式番号 年式 排気区分 原動機型式 型式認定番号 形状 用途 車検年月日 所有形態区分 特記事項 所有権留保の売主 ②原付独自の項目はない。</p>		③一部不要な機能がある(右記)						
									I市	①1.1.1に記載の全項目について、未入力時にエラーチェックができること。 ②特に無し。		②一部記載がない機能がある(右記)						
									J市	■検討事項 ①なし。 ②なし。		①必要な機能を網羅している					(黒字：必須)について認識の通り。	
									K市	①所有権留保の売り主、燃料の種類、型式番号原動機型式、形状、用途、車検年月日は不要であると考え、そのほかにも車体番号、排気量のみ当市では必須項目としておりそのほかは課税に関係のない事項になるため未入力のエラーチェック機能は不要だと考える。 ②型式認定番号は登録の際に適正な保安基準等を当局に確認するためのものであるため、主に農耕機器や作業用機器の際は提示を求めるがそのほかの際は求めていない。特に原付独自のチェック項目はないと考える。		③一部不要な機能がある(右記)						車両によっては型式登録がないものなどは多く存在するので、未入力に対してシステム制御をするのでは実情に合わないことが起こりえると考え。
1.2.20.	<p>○入力値チェック 車種別に対象項目の入力可能値を設定し、新規登録、変更登録時に整合性のエラーチェックができること。</p> <p>【対象項目】 排気量 車両番号 (標準番号)</p>							<p>(黒字：必須) 適切な登録が行われるために有用なチェックであると考えられるため必須機能と想定している。</p> <p>(緑字：要検討) 対象項目については、自治体間で共通認識を持つ必要がある。</p>	<p>■検討事項 ①車種別に入力可能値がある項目は要件記載のもの以外に想定されるか。 ②原付独自で入力値チェックが必要な項目はあるか。</p>	B市		①必要な機能を網羅している						
									C市	<p>検討事項 ①有 ②無</p>		②一部記載がない機能がある(右記)						
									D市	■検討事項 ①特に思いつかない。 ②特に思いつかない。		①必要な機能を網羅している						
									E市	①必要と考えている現在も車両番号と排気量のチェックをしている。 軽自動車管理番号で貨物と乗用のチェックをしている ②原付については他のチェックは、必要ないと思う。		①必要な機能を網羅している						
									F市									
									H市	■検討事項 ①要件以外の項目はない。 ②原付独自の必須項目はない。		①必要な機能を網羅している						
									I市	①特に無し。 ②特に無し。		①必要な機能を網羅している						
									J市	■検討事項 ①なし。 ②なし。		①必要な機能を網羅している					(黒字：必須)について認識の通り。	
									K市	■検討事項 ①特になし。 ②特になし。		①必要な機能を網羅している						
1.2.21.	<p>その他登録事項のエラーチェック</p> <p>課税区分の設定内容について、所有形態との整合性チェックができること。</p> <p>【対象項目 (課税区分-所有形態)】 官公署課税-公用車</p>							<p>(緑字：要検討) 課税区分の設定内容について、課税区分を防止する観点で必要なチェック機能の整理を行う。</p>	<p>■検討事項 ①課税区分と所有形態の整合性チェックについて、業務上どのようなキーで確認を行う必要があるか。 ②課税区分の設定振り防止するうえで必要なチェックとして以下のものを考えているが、他にどのようなチェック機能が必要と想定されるか。 a) 課税区分-形状：減免対象となるものがあると想定 b) 課税区分-用途：減免対象となるものがあると想定 c) 課税区分-所有者：NPO法人が所有する車両は減免となる自治体があると認識</p>	B市	■検討事項 ①所有権留保は使用者課税、リース者は所有者課税		①必要な機能を網羅している					
									C市	<p>検討事項 ①②当市では使用なし</p>		①必要な機能を網羅している						
									D市	■検討事項 ①官公署車両や、地方税法及び地方税条例で非課税となっている所有者の車両が非課税になっているかどうか。 ②・課税区分と初度検査年月を突合して軽課及び重課の判定を行う。		⑤その他(右記)					減免について、減免申請書の内容を入力することで減免の要件を満たすかをチェックでき、それにより課税区分との整合性チェックができると尚良いのではないかと考える。 商品車を課税保留とするのは誤りだと思う。	
									E市	必要と考えているが、具体的にはわからない		①必要な機能を網羅している						
									F市			①必要な機能を網羅している						
									H市	■検討事項 ①所有形態によるチェックは行っていない。 ②特に想定されない。		④たたき台の機能は不要(右記)						
									I市	①特に無し。 ②特に無し。		①必要な機能を網羅している						
									J市	■検討事項 ②なし。		①必要な機能を網羅している						
									K市	①課税区分と所有形態(官公署所有)が妥当である。 ②特になし。当市では減免申請により使用用途などを確認したうえで、減免処理を行っているため、整合性のチェックは不要だと考える。		①必要な機能を網羅している					当市では課税区分と所有形態の整合性チェックは行ってないが、課税ミス防止する観点から当該機能があれば有効であると考え。	

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体・機能要件					標準化機種検討		構成員からの回答										
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	団体	(1) 検討項目（論点案）への見解・回答	(2) たたき会で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき会」「考え方・根拠」への意見					
													回答※選択式※	詳細	回答※選択式※	詳細				
1.3. J-LIS（軽自動車検査情報市区町村提供システム）連携																				
1.3.1.	検査情報取込処理	J-LISまたは全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報を取り込めること。 ※軽自動車検査情報市区町村提供システムからダウンロードするCSVファイルをそのまま基幹システムに取り込めること											(黒字：必須) 軽自動車検査情報市区町村提供システムからのデータ取込は、申告内容の確認を行う上で合理的な手法であり、業務上必要性が高いと考えているため、必須機能として想定している。 (緑字：要検討) 一部自治体では全国軽自動車協会連合会から検査情報を購入するケースがあると認識しているが、他に併記する必要がある団体ないか確認を行う。	■検討事項 ①検査情報の運用について、以下のパターンを想定している。検査情報は、申告書の補定情報という位置づけを踏まえるとaのやり方が望ましいと考えられるが、業務上の懸念事項を確認の上車運用を定義し、当該運用のもとに機能要件の定義を行いたい。 a) 申告書をシステムに入力後（またはパンチデータ取込後）に当該情報と突合させて、申告内容の確認を行う b) 検査情報をシステムに取り込み、結果を申告書と突合させて申告内容の確認を行う	B市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
										C市		①必要な機能を網羅している		②該当なし						
										D市	■検討事項 ①J-LISの検査情報で、納税義務者の情報が無いため、aのやり方が望ましい。	⑤その他（右記）	申告書をシステムに入力する作業も省略できることが最も望ましい。	①あり（右記）	現状検査情報の購入については、自治体ごとに契約している状況だが、このシステム化で全自治体で導入ということだろうか。					
										E市	必要と考えている現在も使用している	①必要な機能を網羅している		②該当なし						
										F市										
										H市	■検討事項 ①本市では、b)の運用で入力している。A)のように最終的にはデータ上の突合のほうが入の目で申告書と突合するよりも正確性は上がると思われるが、現状、システム上の宛名と検査情報上の登録名が一致しないということが発生している。 外字、外国人の通称名、直近での住所異動等検査情報と宛名が一致しないことが考えられるが、システム上問題なく突合が可能であるのか。	①必要な機能を網羅している		②該当なし						
										I市	b)の運用が望ましい。現状はJ-LISデータをシステムに取り込むことができないため、a)の運用を行っているが、業務負担軽減の観点で考えると望ましいのはb)である。	②一部記載がない機能がある（右記）	登録台数の膨大な納税義務者（大手の中古車販売業者等）について、複数台を一括で登録できること。	②該当なし						
										J市	■検討事項 ①本市ではa)パターンの運用で行っており、こちらのやり方が望ましいが、b)パターンで運用している自治体を踏まえ、どちらの場合でも処理が行える機能が必要と考える。	①必要な機能を網羅している		①あり（右記）	(緑字：要検討)について 全国軽自動車協会連合会以外の団体から検査情報を購入するケースについては、本市では把握していないため不明。					
										K市	■検討事項 ①必須機能と考える。運用についてはb)が望ましいと考える。検査情報に含まれないデータ（申告書にしかない情報）として、納税義務者情報が挙げられる。そのため、納税義務者以外のJ-LISデータをシステムに取り込み、申告書と突合しながら納税義務者情報を入力する運用が妥当であると考える。	①必要な機能を網羅している		②該当なし						
1.3.2.		J-LISまたは全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報を取り込む際に、重課・軽課対象車両情報（課税計算に必要な項目も含む）を取り込めること。																		
										B市		①必要な機能を網羅している		②該当なし						
										C市		②一部記載がない機能がある（右記）	取り込み後、軽課区分や燃料の種類等の上書きが必要である。							
										D市		①必要な機能を網羅している		②該当なし						
										E市										
										F市										
										H市		①必要な機能を網羅している		②該当なし						
										I市		①必要な機能を網羅している		②該当なし						
										J市		①必要な機能を網羅している		①あり（右記）	(黒字：必須)について 認識の通り。					
										K市	必須機能と考える。	①必要な機能を網羅している		②該当なし						
1.3.3.		取込済みまたは取込エラーとなった車両情報をリストで出力できること。 また取り込んだ検査情報を任意に修正できること。																		
										B市		①必要な機能を網羅している		②該当なし						
										C市		①必要な機能を網羅している		②該当なし						
										D市		⑤その他（右記）	全国軽自動車協会連合会から検査情報を購入している自治体の話によると、取り込みエラーはかなり多く、修正は必須だと聞いているので、エラーリストで出力されることは必須であると考える。	②該当なし						
										E市										
										F市										
										H市		①必要な機能を網羅している		②該当なし						
										I市		①必要な機能を網羅している		②該当なし						
										J市		①必要な機能を網羅している		①あり（右記）	(黒字：必須)について 認識の通り。					
										K市	必須機能と考える。	①必要な機能を網羅している		②該当なし						
1.3.4.	対象車両特定処理	取り込んだ軽自動車検査情報について、台帳上の情報と以下の項目でマッチングし、対象車両の特定ができること。 【対象項目】 車台番号 車両番号（標識番号）																		
										B市		①必要な機能を網羅している		②該当なし						
										C市	■検討事項 ①可能性はある。	②一部記載がない機能がある（右記）	車種	②該当なし						
										D市	■検討事項 ①入力ミスなどで、無いとは言えないと思うが、確率はかなり低いと思う。	①必要な機能を網羅している		②該当なし						
										E市	①検査情報取り込エラーリストでエラーと認識されるので問題ないと思われる	①必要な機能を網羅している		②該当なし						
										F市										
										H市	■検討事項 ①車台番号と標識番号の組み合わせであれば重複する可能性はないと考えられる。	①必要な機能を網羅している		②該当なし						
										I市	無い	①必要な機能を網羅している		②該当なし						
										J市	■検討事項 ①車台番号と車両番号で突合するため、誤った車両が特定されることはないと考えられる。	①必要な機能を網羅している		①あり（右記）	(黒字：必須) 認識の通り。 (緑字：要検討) 当市の場合、検査情報とシステムデータを突合する際に車台番号と標識番号の2項目を設定している。処理上問題がないため、この項目でよいと考えられる。					
										K市	想定されないと考える。	①必要な機能を網羅している		②該当なし						

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体_機能要件					標準化機補検討		構成員からの回答					
				B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか	(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見	
										国営※	都府県※	詳細	国営※	都府県※	詳細	
1.3.5.		対象車両の特定ができなかったアンマッチ分の車両(検査情報または台帳情報の双方にのみ記載があるもの)について、該当する車両情報を抽出しリスト出力ができること。								(録字:要検討) マッチングエラーの対応を行うための必要な機能と考えているが、当該機能の記載粒度で要件を記述している自治体は少ないため、どのような機能が望ましいか検討対象とする。	■検討事項 ①当該機能の要否。 ②求める機能として要件の通りで問題ないか。	B市		①必要な機能を網羅している	②該当なし	
											C市	検討事項 ①必須である。(課税資料の記載誤りや回送漏れ等が必ずあるため) ②問題ない	①必要な機能を網羅している	②該当なし		
											D市	■検討事項 ①必須機能だと考える。 ②検査情報にのみ記載があるものと、台帳情報にのみ記載があるものでそれぞれリストを出力できるものという認識で可まわなければ問題ない。	①必要な機能を網羅している	①あり(右記) 現状だと、J-LISの保存年限(返納/抹消された状態から7年間経過したデータは削除)と各市のデータの保存年限(データは永年)に差異があり、アンマッチ分の車両(7年以上前に廃車された車両)がかなり抽出される。データの保存年限も全国で統一する必要があると考える。		
											E市	①必要と考えている ②C市の要件でよいと思う	①必要な機能を網羅している	②該当なし		
											F市					
											H市	■検討事項 ①入力漏れを把握するために必要な機能であると思われるため必要と考えている。 ②要件のとおりで問題はない。I市の機能要件にあるように車両番号や車台番号の他、経理情報でのアンマッチも行えると課税誤りが防くことができると思われる。	①必要な機能を網羅している	②該当なし		
											I市	①必要 ②問題ない	①必要な機能を網羅している	②該当なし		
											J市	■検討事項 ①エラー対応を行ううえで必要な機能と考えられる。 ②認識の通り。	①必要な機能を網羅している	②該当なし		
											K市	①必須機能と考える。 ②問題ないとする。	①必要な機能を網羅している	②該当なし		
1.3.6.	差分抽出	特定済みの検査情報と台帳情報において、差分をリスト出力できること。 また、差分について台帳情報の更新期に任意に修正できること。 【対象項目】 重課対象区分 軽課対象区分								(録字:要検討) 取込結果の確認及び修正のため必要な機能と考えているが、当該機能の記載粒度で要件を記述している自治体は少ないため、どのような機能が望ましいか検討対象とする。	■検討事項 ①当該機能の要否。 ②求める機能として要件の通りで問題ないか。 ■確認事項 ①差分チェックを行う項目として要件に記載のもの以外に必要なものはあるか。	B市		①必要な機能を網羅している	②該当なし	
											C市	検討事項 ①必須である。(内容の確認をするため) ②問題ない 確認事項 ①有	②一部記載がない機能がある(右記)	②該当なし		
											D市	■検討事項 ①必須機能だと考える。 ②問題ない。 ■確認事項 ①燃料区分・初度検査年月・型式番号・原動機の型式・排気量・用途・交付年月日・所有者・使用者の情報は差分チェックをする必要があるのではないかと考える。	⑤その他(右記)	(1)に同じ。	②該当なし	
											E市	①必要と考えている ②C市の要件でよいと思う ①特になし	①必要な機能を網羅している	②該当なし		
											F市					
											H市	■検討事項 ①課税誤りの防止のために必要な機能であると考えている。 ②問題なし ■確認事項 ①重課・軽課区分のチェックに関連して、初度検査年月や燃料の種類といった重課・軽課の判定のための情報も正しく入力されているかのチェックが必要ではないか。	②一部記載がない機能がある(右記)	確認事項への見解に記載のとおり。	②該当なし	
											I市		⑤その他(右記)	差分とは何を指すのか不明。	②該当なし	
											J市	■検討事項 ①結果確認および修正のため必要と考える。 ②なし。 ■確認事項 ①なし。	①必要な機能を網羅している	②該当なし		
											K市	■検討事項 ①必須機能と考える。 ②問題ないとする。 ■確認事項 必要項目は網羅されていると考える。	①必要な機能を網羅している	①あり(右記)	使用の「差分」の内容が理解できなかったため、内容の説明追加が必要と思われます。	

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体_機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答							
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見		
													網羅※選択式※	詳細	網羅※選択式※	詳細	
1.3.7. 台帳情報更新処理	年度当初一括取込時は取込結果をもとに、4/1時点の車両情報を更新できること。							(録字：要検討) 検査情報を取り込んで台帳更新を行う運用(パターンbの運用)をしている自治体では必要性が高い機能と想定しているが、当該機能の記載粒度で要件を記述している自治体は少ないため、どのような機能が望ましいか検討対象とする。	■検討事項 ①当該機能の要否。 ②求める機能として要件の通りで問題ないか。 ③更新処理について、手動更新または自動更新のどちらが望ましいか。	B市		①必要な機能を網羅している		②該当なし			
										C市	検討事項 ①車両情報とは何か(仕様書たたき台の詳細が分からないため、以下回答不可)	⑤その他(右記)	①あり(右記)	・車両情報とは何を指しているか ・J-LISのデータとシステムの納税義務者を結びつけることはできるのか ・更新の際に資料番号をとることができるのか			
										D市	■検討事項 ①運用方法を統一しないならば必要な機能だと思ふ。 ②問題ないと思ふ。 ③自動更新が望ましいと思ふ。	①必要な機能を網羅している	②該当なし				
										E市	①必要と考えている ②C市の要件通りでよい ③手動更新・必要な時にできるように	①必要な機能を網羅している	②該当なし				
										F市							
										H市	■検討事項 ①入力漏れ防止のため必要と考えている。 ②問題なし ③自動更新がバッチ処理により更新されることを指すのであれば自動が望ましい。						
										I市	①必要 ②問題無し。 ③自動と手動を選択できること。	②一部記載がない機能がある(右記)	更新時、自動と手動を選択できること。	②該当なし			
										J市	■検討事項 ①当市はパターンaの処理方法で行っているため、この機能は不要と考える。 ②問題ないと思われる。 ③自動更新の方が手間がかからないため、良いと思われる。	①必要な機能を網羅している	②該当なし				
										K市	①必須機能と考える。 ②問題ないと思ふ。 ③自動更新が望ましい。	①必要な機能を網羅している	①あり(右記)	必要性が高い機能であると思ふ。車体番号をキーにマッチングを行い、取込漏れを防ぐ必要があると思ふ。			
										1.3.8. 異動分については、取込結果をもとに車両情報を更新できること。							(録字：要検討) 検査情報を取り込んで台帳更新を行う運用(パターンbの運用)をしている自治体では必要性が高い機能と想定しているが、当該機能の記載粒度で要件を記述している自治体は少ないため、どのような機能が望ましいか検討対象とする。
C市	検討事項 ①車両情報とは何か(仕様書たたき台の詳細が分からないため、以下回答不可)	⑤その他(右記)	①あり(右記)														
D市	■検討事項 ①運用方法を統一しないならば必要な機能だと思ふ。 ②問題ないと思ふ。 ③自動更新が望ましいと思ふ。	①必要な機能を網羅している	②該当なし														
E市	①必要と考えている ②C市の要件通りでよい ③手動更新・必要な時にできるように	①必要な機能を網羅している	②該当なし														
F市																	
H市	■検討事項 ①入力漏れ防止のため必要と考えている。 ②問題なし ③自動更新がバッチ処理により更新されることを指すのであれば自動が望ましい。																
I市	①必要 ②問題無し。 ③自動と手動を選択できること。	②一部記載がない機能がある(右記)	更新時、自動と手動を選択できること。	②該当なし													
J市	■検討事項 ①当市はパターンaの処理方法で行っているため、この機能は不要と考える。 ②問題ないと思われる。 ③自動更新の方が手間がかからないため、良いと思われる。	①必要な機能を網羅している	②該当なし														
K市	①必須機能と考える。 ②問題ないと思ふ。 ③自動更新が望ましい。	①必要な機能を網羅している	①あり(右記)	必要性が高い機能であると思ふ。当市では、廃車、車番変更、日付のみの変更(使用の本拠地の変更等)について自動更新としている。													
1.3.9. 更新結果について対象車両情報をリストで出力できること。							(録字：要検討) データ取込における基本的な機能と想定しているが、台帳更新処理機能の要否の議論を踏まえて必須機能とすかどうか検討する。	■検討事項 ①当該機能の要否。 ②求める機能として要件の通りで問題ないか。	B市								
									C市	検討事項 ①必要である。(更新結果の確認を行うため) ②問題ない	①必要な機能を網羅している	②該当なし					
									D市	■検討事項 ①更新結果確認のためにも必要だと思ふ。 ②問題ないと思ふ。	①必要な機能を網羅している	②該当なし					
									E市	①必要と考えている ②	①必要な機能を網羅している	②該当なし					
									F市								
									H市	■検討事項 ①自動更新機能を要件とするのであれば、処理結果の確認を行うため必須であると考えられる。 ②問題ないと思ふが、出力すべき項目については精査が必要である。	①必要な機能を網羅している	②該当なし					
									I市	①必要 ②問題ない	①必要な機能を網羅している	②該当なし					
									J市	■検討事項 ①対象車両確認のため、必要と考える。 ②問題ないと思ふ。	①必要な機能を網羅している	②該当なし					
									K市	①必須機能と考える。 ②問題ないと思ふ。	①必要な機能を網羅している	②該当なし					

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体_機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答							
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・仕様	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・仕様」への意見		
													回答※選択式※	詳細	回答※選択式※	詳細	
1.4. 異動履歴管理																	
1.4.1.	異動履歴管理	異動履歴(異動内容・異動日・操作者)を管理できること。 また、最新の異動履歴を削除することで誤操作等により更新された情報を更新前に戻すことができること。							(黒字:必須) 台帳の異動履歴の管理は事務の正確性を保つうえで必要な基本的機能として必須と想定している。		B市		①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											C市		①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											D市	⑤その他(右記)	最新の異動履歴ではなく、誤操作の履歴を削除する機能があれば尚良いと思われる。		②該当なし		
											E市						
											F市						
											H市		①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											I市		①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											J市		①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											K市	必須機能と考える。	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
1.4.2.	異動に関する附帯情報を管理(登録、修正、削除)できること。 【管理対象項目】 異動事由 特記事項(メモ)								(黒字:必須) 台帳の異動履歴の管理は事務の正確性を保つうえで必要な基本的機能として必須と想定している。	■確認事項 ①当該要件は車両台帳ごとに異動履歴の管理を行う想定だが、各自治体の運用と相違ないか。	B市		①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											C市	確認事項 ①相違なし	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											D市	■確認事項■ 車両の異動に関しては車両台帳ごとに管理を行うが、納税義務者が市外住民だった場合などに、転出先が判明し、住所変更を行うこともある。その際には車両ではなく義務者ごとに特記事項を記録したい。	⑤その他(右記)	(1)のとおり。	②該当なし		
											E市	①車両画面につけるメモ・宛名画面につけるメモ 異動履歴だけでなく、警察からの罰金など簡単にメモが入力できるようにしたい。	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											F市		①必要な機能を網羅している				
											H市	■確認事項 ①本市のシステムも車両台帳ごと(車両単位)での管理であるため問題はない。	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											I市	無い	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											J市	■確認事項 ①認識の通り。	①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	当市の場合、メモ機能に特記事項等を入力(車両ごと)して管理しているが、所有者、使用者、車両それぞれに対してメモ設定が行えるため、メモの区分があると分かりやすいのではないか(所有者と使用者が違う場合等、使い分けができると分かりやすい)。	
											K市	当該想定と相違ない。 特記事項については納税義務者情報に付帯しているため、同一人の別車両でも同様の特記事項が表示されることが望ましい。	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
2. 当初課税																	
2.1. 当初課税処理																	
2.1.1.	一括処理	課税期日現在の登録車両(課税対象車両のみ。非課税、課税保留は除く)の納税義務者に対し、一括で当初課税処理ができること。										B市		①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	
												C市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
												D市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
												E市	②一部記載がない機能がある(右記)	当初課税処理の中で、対象者リスト等出力結果を確認できるリストは出力されるのか。 また、納税通知書を印刷するための印字データも出力されるのか。 本市は納税通知書の印刷を外業者に委託しており、印字データの外部ファイル出力は必須であると考えている。		②該当なし	
												F市		①必要な機能を網羅している			
												H市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
												I市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
												J市		①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	(黒字:必須)について認識の通り。
												K市	必須機能と考える。基本的な機能であり大量処理が必要。	①必要な機能を網羅している		②該当なし	

認定地方団体・備付要件							標準化規程検討		構成員からの回答								
機関名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点)	団体	(1) 検討項目(論点)への見解・回答	(2) たたき会で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見		
													必要な機能を網羅している	詳細	必要な機能を網羅している	詳細	
3.2. 減免処理																	
3.2.1.	減免対象抽出	以下に該当する減免対象を選択し抽出できること。 【減免対象区分】 前年減免者 生活保護 公益使用 身体又は精神障害者 構造が車から身体障害者等の利用に供する 児童 その他							(補字:要検討) 減免対象者は自治体間で差異があると認識しているが、全国自治体で減免を行うパターンについて確認を行う。 ■検討事項 ①減免は全国自治体で条件・要件等に起因する業務上の差異があると想定されるため、減免のパターンを要件記述の通り分類しているが、現在記載されているものを以外に類型化可能な減免はあるか。(特定の自治体の独自性が強い減免は「その他」に含む想定) ②自治体共通で必要に減免区分と自治体ごとにより分かれる減免区分があると想定している。要否が分かれる減免区分は以下を想定しているが、例として挙げたものに各団体で運用していないものはあるか。 a)生活保護 b)公益使用 c)構造がもつばら身体障害者等の利用に供する ③減免対象者情報を把握するにあたって以下について、担当課との情報連携が必要になると考えているが、システム連携またはCSVデータの取込等を実施しているという認識で相違ないか。 a)生活保護情報 b)障害者福祉情報 ■確認事項 ①減免対象となるパターンは要件記述の書き方で網羅されているか。 ②挙げた以外の減免は、どの区分の減免でも共通で、継続減免として申請書を作成する想定で問題ないか。	■検討事項 ①なし ②なし ③していない ■検討事項 ①有 ②無 ③連携していない ■確認事項 ①網羅されていない ②問題あり ■検討事項 ①無 ②全て運用している。 ③ a)1月に生活保護受給者のうち、車両の所有が認められている人のリストを紙でもらい、チェックしている。 b)身体障害者申請時に提出してもらい、障害等級や減免の有無のシステムがないかをチェックしている。 どちらもシステム連携や、CSVデータの取込等は行っていない。行えることが望ましいと思う。 ■確認事項 ①網羅されていると思われる。 ②災害減免に関しては、継続されることを考えおらず、災害が発生したその年度のみ対応されると認識である。 ①特定の減免はない ②挙げた以外の減免はなし ③減免は申請していただいて減免決定するため相違ない。システム連携等なし ④要件で確認している ⑤構造減免については、継続減免申請は行わないものとしている ①必要な機能を網羅している	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①なし ②なし ③していない ■検討事項 ①有 ②無 ③連携していない ■確認事項 ①網羅されていない ②問題あり ■検討事項 ①無 ②全て運用している。 ③ a)1月に生活保護受給者のうち、車両の所有が認められている人のリストを紙でもらい、チェックしている。 b)身体障害者申請時に提出してもらい、障害等級や減免の有無のシステムがないかを確認している。 どちらもシステム連携や、CSVデータの取込等は行っていない。行えることが望ましいと思う。 ■確認事項 ①網羅されていると思われる。 ②災害減免に関しては、継続されることを考えおらず、災害が発生したその年度のみ対応されると認識である。 ①特定の減免はない ②挙げた以外の減免はなし ③減免は申請していただいて減免決定するため相違ない。システム連携等なし ④要件で確認している ⑤構造減免については、継続減免申請は行わないものとしている ①必要な機能を網羅している	①必要な機能を網羅している ②一部機能が網羅している(右記) ③一部不要な機能がある(右記)	①知的障害者 ■確認事項 ①該当車両が障害者本人名義の車両か、生計を一にする者の名義の車両なのかを減免入力の項目に追加する必要がある。(減免の判断基準に、障害者と所有者の關係も含まれるため) ②本市の継続減免対象は、身体障害、精神障害、知的障害のみのため、他の減免区分の申請書の作成は必要ない。ただし、申請書の作成時に、身体障害、精神障害、知的障害のみの申請書を作成する選択肢ができる仕様であれば、すべての減免区分で申請書を作成しても問題ない。	②該当なし ②該当なし ①あり(右記) ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ①あり(右記)	減免に関して、市町村ごとに認定基準に差異があり、ある市町村で減免を受けられていたが、別の市町村に転入したところ受けられなくなった(或いはその逆)ということが時々ある。 減免対象区分が市町村ごとに差異があるのは仕方ないと思うが、認定基準に差異があるのは問題ではないか。前年度に減免対象となるか。 災害減免について、納期限後の減免の取り扱いを知りたい。納付済みの場合、還付するのか。3月に災害が発生したとして、現年度の減免対象となるか。 ①「前年減免者」は前年度の減免対象者について、翌年度の減免を一括で適用するためのものと理解しているが、減免対象区分のうち一つとして位置付した場合、減免種類がわからなくなるため、不要と思われる。「公益使用」「その他」について、自治体独自で統計を取る必要があるため細目判別コードを入力できるようにしておいたほうが良いのではないかと。	
3.2.2.	抽出した減免対象者について、以下に該当する減免対象について、以下の項目をリストで出力できること。 【出力項目】 減免対象区分 所有者情報 手帳所持者情報(障害等級含む) 運転者情報							(補字:要検討) 当該リストについて想定される運用方法の確認を行い、必要なパターン・項目について定義を行う。 ■検討事項 ①減免対象者リストは、継続減免対象者の決定(申請書送付対象者の決定)に利用することを想定しているが他の用途に利用することは想定されるか。 ■確認事項 ①認識の通り。 ②運用については認識のとおりだが、本市では継続減免対象者は申請不要のため、申請書は作成していない。	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	申請書送付対象の決定及び入力確認のために利用 ■確認事項 ①当初課処理後の、継続減免決定者一覧として使用 ■検討事項 ①今のところ思いつかない。 ①想定されない ■確認事項 ①特に想定されない。 ②-一部機能が網羅している ③-一部機能が網羅している(右記) 抽出する減免対象者については、以下の項目の追加が必要と考える。 ※所有者=納税義務者ではないため ・減免額	①必要な機能を網羅している ②一部機能が網羅している(右記) ③一部不要な機能がある(右記)	①車両番号(標識番号) 標識番号・車台番号と、構造減免の場合は形状もリスト化されると良いのではないか。	②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ①あり(右記) ②該当なし				

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体・機能要件					標準化機種の検討		構成員からの回答						
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・仕様	検討項目（論点集）	団体	(1) 検討項目（論点集）への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・仕様」への意見	
													回答※選択状況	詳細	回答※選択状況	詳細
3.2.3	減免申請書等作成	抽出した減免対象者に対し、減免申請書等を一括または個別で作成できること。							(黒字：必須) 減免制度はどの自治体にもあり、共通して申請のプロセスを統べることから申請書作成の機能は必須と想定している。 (青字：オプション) 減免申請書の一括作成機能は、対象者へ申請書を送付する運用を想定した機能だが、当該運用の準備は自治体間で差異があると考えられるため、オプション機能と想定している。		B市	一括作成機能は必要	①必要な機能を網羅している		②該当なし	
											C市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
											D市		⑤その他（右記）	新規減免申請書はそれぞれ減免対象区分別に作成できるようにしてもらいたい。 継続減免申請書も作成できるようになるのか？ その場合、当市では簡単な記入で継続の申請ができる様式を作成し、継続減免対象者に送付しているが、自治体ごとに様式を設定できるか。	①あり（右記）	現状、当市では、継続の場合は、車両及び障害等級の変更がなく、車両の使用状況にも変わりがない旨を簡単な記入で申請できるようにしているが、継続の申請方法も統一されるのか。
											E市					
											F市					
											H市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
											I市		②一部記載がない機能がある（右記）	任意のタイミングで印刷できること。	②該当なし	
											J市		①必要な機能を網羅している		①あり（右記）	(黒字：必須) について認識の通り。
											K市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	(青字：オプション) について認識の通り。
3.2.4	減免情報管理	減免に係る情報を管理（登録、修正、削除）できること。 【管理対象項目】 減免対象区分 申請情報（車両情報、取得情報、納付金情報） 個人番号（マイナンバー） 個人番号、障害者情報、重軽傷者情報 障害者等級 許可/不許可事由 割合 期間							(緑字：要検討) 減免対象者は自治体間で差異があると認識しているが、全国自治体で減免を行うパターンについて確認を行う。 ②個人番号（マイナンバー）についてはどのように活用できるか。 ■確認事項 ①現在記載している項目で、減免処理の際に情報が不足するケースは想定されるか。	■検討事項 ①すべての減免対象となるパターンに対処するうえで、現在要件に記載されている管理対象項目で不足はないか。 ②個人番号（マイナンバー）についてどのように活用できるか。 ■確認事項 ①現在記載している項目で、減免処理の際に情報が不足するケースは想定されるか。	B市	障害者手帳所持者や生活保護者の情報などについて、他部署・他市との連携の際に活用できることが考えられる。	①必要な機能を網羅している		②該当なし	
											C市		②一部記載がない機能がある（右記）	検討事項 ①資料番号（受付番号）、減免年度、減免年月日 確認事項 ①「割合」は「税率」のことではないか。「期間」は不要である。	②該当なし	
											D市		⑤その他（右記）	(1)に同じ。	②該当なし	
											E市		①必要な機能を網羅している	たたき台の項目にない機能がある 審査結果・許可・不許可事由	②該当なし	
											F市					
											H市		③一部不要な機能がある（右記）	管理対象項目に不要な項目がある（検討項目への見解に記載のとおり）	②該当なし	
											I市		①必要な機能を網羅している		①あり（右記）	割合/頻/期間とは何か。
											J市		②一部記載がない機能がある（右記）	当市では、課税更正処理を行う際に決定年月日を入力する項目があるため「減免決定年月日」の項目が必要と考えられる。	①あり（右記）	障害者情報の中に、障害者手帳等の「等級」および「障害箇所」は含まれるのか。
											K市		⑤その他（右記）	データベースの構造や、減免を行う際の仕組みによるため、確定が難しい。 データベースの構造や、減免を行う際の仕組みによるため、確定が難しい。 ・「割合」や「頻」は当市では使用しない。 ・通知して減免を適用することがあるため、年度等の管理が出来ないようにしてほしい。	①あり（右記）	
3.2.5	減免処理	減免対象車両を一括で減免処理できること。							(黒字：必須) 減免処理を行う基本的な機能のため必須と想定している。		B市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
											C市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
											D市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
											E市					
											F市		①必要な機能を網羅している			
											H市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
											I市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
											J市		①必要な機能を網羅している		①あり（右記）	(黒字：必須) について認識の通り。
											K市		⑤その他（右記）	必須機能と考える。	②該当なし	

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体_機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答						
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・仕様	検討項目（論点案）	団体	(1) 検討項目（論点案）への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・仕様」への意見	
													回答※ 選択式※	詳細	回答※ 選択式※	詳細
3.3. 更正（税額変更）処理																
3.3.1.	更正処理	更正申告受付処理、減免処理等に基づき、課税情報の更新ができること。							(黒字：必須) 更正処理を行う基本的機能のため、必須と想定している。		B市	①必要な機能を網羅している				②該当なし
											C市	①必要な機能を網羅している				②該当なし
											D市	①必要な機能を網羅している				②該当なし
											E市					
											F市	①必要な機能を網羅している				
											H市	①必要な機能を網羅している				②該当なし
											I市	①必要な機能を網羅している				②該当なし
											J市	⑤その他（右記）	必須機能と考えるが、税額変更に伴う場合、課税更正処理画面へ自動的に移る機能があると処理漏れを防ぐことができるのではないか。			①あり（右記） (黒字：必須)について認識の通り。
											K市	必須と考えます。基本的な機能のため。	①必要な機能を網羅している			②該当なし
3.3.2.	更正（税額変更）	更正処理に基づき、税額計算ができること。							(黒字：必須) 更正処理を行う基本的機能のため、必須と想定している。		B市	①必要な機能を網羅している				②該当なし
											C市	①必要な機能を網羅している				②該当なし
											D市	①必要な機能を網羅している				②該当なし
											E市					
											F市	①必要な機能を網羅している				
											H市	①必要な機能を網羅している				②該当なし
											I市	①必要な機能を網羅している				②該当なし
											J市	①必要な機能を網羅している				①あり（右記） (黒字：必須)について認識の通り。
											K市	必須と考えます。基本的な機能のため	①必要な機能を網羅している			②該当なし
3.3.3.		脱課期日後に、脱課期日へ遡及して新規登録又は廃車登録された車両の税額計算を実施し、課税額が決定できること。							(黒字：必須) 更正処理を行ううえで遡り登録がされた車両の課税計算は必要機能となるため、必須と想定している。		B市	①必要な機能を網羅している				②該当なし
											C市	①必要な機能を網羅している				②該当なし
											D市	②一部記載がない機能がある（右記）	年度を超えて複数年度分を遡及しての登録・廃車を行った際も、一括で年度ごとに税額計算を実施し、それぞれの年度での課税額が決定できること。			②該当なし
											E市					
											F市	①必要な機能を網羅している				
											H市	①必要な機能を網羅している				②該当なし
											I市	①必要な機能を網羅している				②該当なし
											J市	①必要な機能を網羅している				①あり（右記） (黒字：必須)について認識の通り。
											K市	必須と考えます。基本的な機能のため	①必要な機能を網羅している			②該当なし

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体_機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答							
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	団体	(1) 検討項目（論点案）への見解・回答	(2) たたき会で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見		
													回答※ 選択式※	詳細	回答※ 選択式※	詳細	
3.4. その他更正機能																	
3.4.1.	過年度更正	過去5年分の更正（現年含む）ができること。 過年度の該当課情報を引継いで、更正を行うことができること。								(黒字：必須) 過年度更正は業務上発生するケースがあるため機能として必須と想定している。 (緑字：要検討) 更正年限については法定の5年と設定しているが、標準仕様として当該年限での処理を要件化する方針で問題ないか。	■検討事項 ①更正年限を5年と定義し、裁判等により5年以上遡った更正を行う際はベンダ側の保守作業として実施する想定で問題ないか。	B市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
											C市	検討事項 ①問題ない	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											D市	■検討事項 ①問題ないと思う。	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											E市	①必要と考えている問題なし	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											F市		①必要な機能を網羅している				
											H市	■検討事項 ①問題なし。	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											I市	①問題無し。	②一部記載がない機能がある(右記)	随時課税は更正年限3年、戻課取消は更正年限5年というように、更正内容によって年限をシステムで制限できるとよい。	②該当なし		
											J市	■検討事項 ①認識の通り。	①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	(黒字：必須)について認識の通り。 (緑字：要検討)について認識の通り。	
											K市	■過去5年分の詳細について検討する必要がある。 (※令和2年5月に27年度の更正を行う場合はどうか等)	⑤その他(右記)	法令の内容に沿った処理であれば問題ないと思われます。	①あり(右記)	「更正期間を5年」の詳細について検討する。	
3.4.2.	職権修正	課税内容について、職権による強制修正ができること。								(黒字：必須) 必要に応じて対応できるよう機能としては必須と想定している。	■確認事項 ①原則は所定の税率、課税区分等に基づく課税額の算定を行うと考えられるが、当該機能についてどのような場面での利用が考えられるか。	B市		②一部記載がない機能がある(右記)		②該当なし	
											C市	確認事項 ①当初登録時に車種を誤って登録し、車種を修正する際に税率が変更になる場合	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											D市	■確認事項 ①督促の調定を立てて督促状を送付したが、宛所不明で返戻があった場合、新たな送付先が判明するか、公示送達が完了するまで督促料を減ずることが考えられる。	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											E市	①何らかの事情において課税保留になっていたが、本人からの申し出で車検を通してもう1度乗りたい時など	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											F市						
											H市	■確認事項 ①課税額りの修正、通常の申告によらない職権での課税取消などが想定される。	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											I市	車面販売会社の不正によって、税額変更をした場合。(例：自動車会社の不正による軽課取消)	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											J市	■確認事項 ①処理額りだが、虚偽の申告が考えられる。	①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	(黒字：必須)について認識の通り。	
											K市	■事務の誤りによる修正等が考えられる。 保守作業により対応とした場合、高額の工数と時間がかかる可能性もあり、システム上問題なければ、できるだけ自治体が柔軟に入力できるほうが良い。また、修正者の権限を制限する等の対応が必要となる可能性がある。	①必要な機能を網羅している		②該当なし		